

# 犀川殖産漁業協同組合

## 内共第4号第5種共同漁業権遊漁規則

### (目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第4号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ・こい・ふな・にじます・やまめ・いわな・しなのゆきます・うぐい・おいかわ及びうなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

### (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、竿釣による遊漁の場合には口頭又はオンラインサービスによる方法により、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣又は投網による場合には第12条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項に規定する遊漁料を同条第2項又は第3項の方法により組合に納付しなければならない。

### (キャッチアンドリリース区間の設置)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間においては、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。

| ア 魚 種                                       | イ 区 域                                                       | ウ 期 間 |
|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|-------|
| こい・ふな・うぐい・<br>おいかわ・うなぎ・<br>やまめ・いわな・<br>にじます | 内共第4号漁業権漁場の区域のうち長野市大岡乙の大八橋橋台上流端から長野市信州新町日原東の更級橋橋台下流端までの犀川本流 | 周年    |

2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する釣具店に掲示して公表するものとする。

### (漁具、漁法の制限)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とした遊漁は、イ欄の漁具漁法により、ウ欄の統数又は規模の範囲内でなければならない。

| ア 魚 種                  | イ 漁具・漁法        | ウ 統数又は規模                                           |
|------------------------|----------------|----------------------------------------------------|
| しなのゆきます                | 竿 釣            | 1 人 1 本                                            |
| あ ゆ                    | 竿 釣            | 1 人 1 本                                            |
|                        | 投 網            | 網目こま 1 2 ミリメートル以上<br>1 人 1 統                       |
| こい・ふな・うぐい・<br>おいかわ・うなぎ | 竿 釣            | 1 人 2 本以内                                          |
|                        | さで網・たも網<br>投 網 | 網目こま 1 2 ミリメートル以上 1 人 1 統<br>ただし、いwana・やまめ・にじます漁禁止 |
|                        | やす・延縄          | やす 1 人 1 統・延縄 1 0 メートル以内<br>ただし、やすはやまめ・いwana漁禁止    |
|                        | うけ・箱伏          | 1 人 1 0 箇以内                                        |
| やまめ・いwana・<br>にじます     | 竿 釣            | 1 人 1 本                                            |

(遊漁期間)

第 5 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。

| ア 魚 種                  | イ 期 間                                              |
|------------------------|----------------------------------------------------|
| しなのゆきます                | 4 月 1 日から 1 1 月 3 0 日まで                            |
| あ ゆ                    | 6 月 1 日以降組合が漁具・漁法ごとに公表<br>する日から 1 2 月 3 1 日まで      |
| こい・ふな・うぐい・<br>おいかわ・うなぎ | 周年                                                 |
| いwana・やまめ              | 2 月 1 6 日から 9 月 3 0 日まで                            |
| にじます                   | 周年<br>ただし、1 0 月 1 日から翌年の 2 月 1 5 日<br>までは犀川本流のみとする |

2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する釣具店に掲示して公表するものとする。

(禁止区間)

第 6 条 前条の規定による期間内にあっては、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

| ア 区 域                                              | イ 期 間 |
|----------------------------------------------------|-------|
| 長野市信州新町水内 水内発電所水内ダムから上流180メートル、<br>下流365メートルにいたる区域 | 周年    |

(全長制限)

第7条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものは採捕してはならない。

| ア 魚 種                    | イ 大 き さ      |
|--------------------------|--------------|
| こ い                      | 全長 18センチメートル |
| しなにゆきます・やまめ・<br>いわな・にじます | 全長 15センチメートル |
| うぐい・ふな                   | 全長 10センチメートル |
| おいかわ                     | 全長 8センチメートル  |
| うなぎ                      | 全長 30センチメートル |

(遊漁料の額及び納付の方法)

第8条 第2条第4項の規定により納付する遊漁料の額は、次のとおりとする。

ただし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

(1) 竿釣による遊漁の場合

| 魚 種     | 承認期間 | 遊漁料    |
|---------|------|--------|
| あ ゆ     | 1日   | 1,500円 |
|         | 1年   | 8,000円 |
| あゆ以外の魚種 | 1日   | 1,000円 |
|         | 1年   | 6,000円 |

(2) 前号の規定にかかわらず竿釣による遊漁の場合、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。ただし、オンラインサービスによる方法により遊漁料を納付するときは、この限りではない。

| 区 分            | 遊 漁 料               |
|----------------|---------------------|
| 中学生以下の者        | 無 料                 |
| 高校生及び<br>身体障害者 | 前号に規定する額の2分の1に相当する額 |

(3) 第1号以外の遊漁の場合

| 魚 種   | 漁 具・漁 法                              | 承認期間 | 遊 漁 料      |
|-------|--------------------------------------|------|------------|
| 全 魚 種 | さで網・たも網<br>投網・四ツ手網<br>やす・延縄・うけ<br>箱伏 | 1 年  | 4, 0 0 0 円 |

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、竿釣による遊漁のうち、承認期間1日の遊漁料の納付は、当該遊漁をする場所において漁場監視員にすることができる。

(1) 長野市信州新町新町34-8 犀川殖産漁業協同組合事務所

(2) 前号に掲げる場所のほか、この組合が指定し掲示した場所

3 前項の規定にかかわらず、竿釣による遊漁の場合は、オンラインサービスによる方法により納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインサービスにより発行されるものを含む。以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名及び住所

(2) 承認期間

(3) 魚種

(4) 漁具・漁法

(5) 遊漁区域

(6) 遊漁料の額

(7) 注意事項

(8) その他参考となるべき事項

(9) 発行者名

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

3 遊漁者が遊漁承認証を紛失したときは、再交付しない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、現場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 注意事項

(4) その他必要な事項

(5) 発行者名

3 漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。

(違反者に対する処置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、その者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。(行政庁の認可 令和5年12月1日)

附則

この規則は、令和6年12月1日から施行する。(行政庁の認可 令和6年8月26日)

附則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。(行政庁の認可 令和7年9月16日)